

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年8月11日 15時30分ごろ
発生場所	兵庫県赤穂市恋が浜海岸南方沖 住友大阪セメント赤穂港導灯（前灯）から真方位210°920m 付近 （概位 北緯34°44.4′ 東経134°21.6′）
事故の概要	水上オートバイ <sup>ワールドワン</sup> WORLD ONEは、浮体をえい航して南進中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ WORLD ONE、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	250-58395兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 搭乗者A
負傷者	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、搭乗者Aほか1人の搭乗者（以下「搭乗者B」という。）を乗せた‘8の字型のトーイングチューブ’（以下「本件浮体」という。）を、長さ約20mのえい航索を使用してえい航しながら恋が浜海岸を出発した。</p> <p>本船は、恋が浜海岸南方沖を約30km/hの速力で南進中、船長が、同乗者から搭乗者A及び搭乗者Bが落水したことを知らされ、反転して搭乗者A及び搭乗者Bを救助した。</p> <p>搭乗者Aは、頭痛を訴えたので、救急車で病院に搬送され、頭蓋骨骨折及び急性硬膜外血腫と診断された。</p> <p>本件浮体は、2人乗りであり、前後座席の各4か所にとり手が付いていた。</p> <p>船長は、恋が浜海岸を出発する際、搭乗者A及び搭乗者Bに本件浮体のとり手をつかんでおくよう指示していなかった。</p> <p>船長、搭乗者A及び搭乗者Bは、本事故時、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p> <p>搭乗者A及び搭乗者Bは、頭部保護具を装着していなかった。</p>
分析	本船は、恋が浜海岸南方沖を本件浮体をえい航して南進中、本件浮体を約30km/hの速力でえい航したことから、搭乗者Aが、とり手が

	<p>ら手が離れて海に投げ出され、頭部を負傷したものと考えられるが、搭乗者Aから情報を得ることができなかったため、負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、恋が浜海岸南方沖を本件浮体をえい航して南進中、本件浮体を約30km/hの速力でえい航したことから、搭乗者Aが取っ手から手が離れて海に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浮体をえい航して遊走する場合は、搭乗者に危険が及ばない程度に減速すること。</li><li>・ 浮体をえい航して遊走する場合は、搭乗者に対して取っ手を両手でしっかりとつかんでおくなど、注意事項を事前に説明しておくとともに、常時、搭乗者の状況を確認すること。</li><li>・ 船長は、浮体の搭乗者に、頭部保護具を装着させることが望ましい。</li></ul>